

入札心得

1 入札

- (1) 入札参加者は、業務仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、又は委任状は、所定の様式（那覇市ホームページ等より取得）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効とする。委任状には、法人代表者の使用印鑑届の印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印された代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札をした者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札執行回数は、3 回までとする。※入札書は 3 部準備すること。
- (8) 入札の際に提出された書類は、返却しない。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を使用して記載された入札
- (8) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (9) 他の参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札書が提出された入札
- (10) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (11) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

3 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2人以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。この場合、当該入札をした者はくじを引くことを辞退することができない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格を有する者か審査する。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。なお、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
- (6) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

5 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (2) 辞退により、入札の執行前に入札しようとする者が1人となった場合、又は無効により、有効の入札者が1人の場合は、当該入札をとりやめることがある。

6 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。